

平成 29 年第 2 回紀の川市議会定例会 第 2 日

平成 29 年 6 月 20 日（火曜日） 開 議 午前 9 時 27 分
散 会 午後 2 時 03 分

◎議事日程（第 2 号）

日程第 1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第 2 号）のとおり

○出席議員（21 名）

1 番 並 松 八 重	2 番 太 田 加 寿 也	3 番 船 木 孝 明
4 番 中 尾 太 久 也	5 番 仲 谷 妙 子	6 番 大 谷 さ つ き
7 番 石 脇 順 治	8 番 中 村 真 紀	9 番 榎 本 喜 之
10 番 杉 原 勲	11 番 森 田 幾 久	12 番 村 垣 正 造
13 番 高 田 英 亮	15 番 西 川 泰 弘	16 番 坂 本 康 隆
17 番 室 谷 伊 則	18 番 上 野 健	19 番 石 井 仁
20 番 川 原 一 泰	21 番 堂 脇 光 弘	22 番 竹 村 広 明

○欠席議員（0 名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 弘	企画部長	森 本 浩 行
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	地域振興部長	吉 川 博 造
保健福祉部長	上 村 敏 治	農林商工部長	神 徳 政 幸
建設部長	前 田 泰 宏	会計管理者	浅 野 徳 彦
水道部長	溝 上 卓 史	農業委員会事務局長	中 野 朋 哉
教育長	貴 志 康 弘	教育部長	稲 垣 幸 治
企画部財政課長	杉 本 太		

○議会事務局職員

事務局長	榎 本 守	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃

（開議 午前 9時27分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回紀の川市議会定例会、2日目の会議を開きます。

開会に先立ち、読売新聞社より申請のありました本会議の撮影については、紀の川市議会傍聴規則第8条の規定により許可しておりますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（竹村広明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、3番 船木孝明君の一般質問を許可いたします。

3番 船木孝明君。

まず、紀の川市のまち・ひと・しごと総合政略の取り組みについての質問を許可いたします。

○3番（船木孝明君）（質問席） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の質問発言の許可が出ましたので、紀の川市のまち・ひと・しごと総合政略の取り組みについて質問いたします。

これは、第1回3月議会で同僚議員が長期計画でいろいろと人口のことも質問しましたが、私は総合戦略・人口ビジョンについて、このことを深く質問いたします。

今から28年前、高度成長期に、平成元年、全国で3,000余りの市町村に一律に1億円を自由に使いなさいという「ふるさと創生事業」がまだ記憶に新しいと思います。当時は、バブルの時代で、無計画、地方の思いやり、思いつきの事業で3,000億円もの金がばらまかれました。それが、地域の活性化にはほとんどならず、消えてしまいました。

それから19年後、バブルがはじけ、2008年、平成20年をピークに、本紀の川市、また県、国、ほとんどの地域で人口が減少傾向の時代に入ってきました。人口減少は、経済の低下に大きくかかわってきます。このままでは2050年には国の人口は1億人を切り、9,700万人程度となり、国も地方も考えられない事態となって政府も大きな危機感を抱き、国の緊急対策として2014年に国が、「まち・ひと・しごと総合政略」が掲げ、決定されました。

過去のふるさと創生と違い、地方において地域活性化の計画策定が基本条件で、何もしない市町村には国が予算を出さないと、非常に強い姿勢で決められています。それを踏まえ、国が2016年までに地方に総合戦略計画策定することを閣議決定し、そのことを地域に伝えました。

そうした中、紀の川市においても平成27年から平成31年までの5年間の紀の川市総合戦略・人口ビジョンを策定し、ちょうどことし平成29年度が5年間の中間年であります。これには、女性を含む25名の委員で人口ビジョンの作成を立ち上げております。ことしは、その中間の年で、さらに今後進化していく必要があります。

ここで、質問いたします。

この計画の基本は人口ビジョンで、このまま行くと紀の川市の人口は45年の平成72年には3万人が減り、現在の約半分、人口が3万人減になり、家も耕地まで原野になり、僻地の集落も消滅しております。そういう事態にならないために、平成72年には4万5,000人を確保する大きな計画です。これが、私たち子孫に元気で活力あるすばらしい紀の川市を残すための責務でもあります。

人口減少の計画が、前半経過しました。総合ビジョンと位置づけには、進捗状況に応じて見直しを図り次期計画に取り組むとなっておりますが、前半の成果と後半に向け、継続しての取り組む計画を質問いたします。

次に、人口減少問題とさらに輪をかけて大きな問題として避けて通れないのは、生産年齢、つまり15歳から64歳までの日本経済を支えている人が減少することです。家庭にたとえると、働き盛りの一家を支えている人が減少していくのと同じです。また、日本で初めて破綻した夕張市も、12万人あった人口が炭鉱封鎖により、その支援金で多くの若い生産人口が転出し、破綻した時点では人口が1万3,000人に減少し、高齢者の多くはこうした結果が破綻の要因の一つになったとも言われます。

紀の川市においても、対岸の火事と軽視することなく、参考に今後団塊の世代が70歳を超えて、2万3,000人から2万5,000人の生産年齢が、高齢化の上ますます減少していきます。それを踏まえ、若者の転出を抑えるための政策、または県外各地からの転入促進の取り組み、以上、この2点を質問いたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） おはようございます。

船木議員の御質問にお答えいたします。

紀の川市まち・ひと・しごと総合戦略は、国の総合戦略に基づき、市の最上位計画である長期総合計画の将来像の実現に向けて、合致する施策を重点的・補完的に推進し、人口減少の抑制と地域活力を維持する持続可能なまちの実現に向けて、「地域資源を活かした魅力あるまち」、「魅力ある仕事・職場のあるまち」、「若い世代から選ばれるまち」、「安全・安心で暮らし続けたいまち」の四つの基本目標を定め、基本目標ごとに数値目標を設定し、策定しております。

総合戦略の主な取り組み状況でございますが、平成27年度では、国の交付金を活用しての事業であります地方創生先行型事業として、「紀の川市総合戦略等策定事業」等を、地域消費喚起・生活支援型事業として、「商工会商品券補助事業」を実施しております。

平成28年度では、地方創生加速化交付金を活用して、「フルーツを核とした紀の川市シティプロモーション戦略推進事業」、「ローカルブランディング紀の川市」、「紀の川エリアおもてなし観光サイクリング推進事業」を実施しております。

また、平成29年度においては、国の地方創生推進交付金を活用して、農業者の所得拡大を実現するために紀の川市の地域資源であるフルーツの輸出促進に向けた取り組みや市の認知力を上げ、フルーツの魅力を市の内外をはじめ国外に発信し、誘客につなげていくための推進体制づくりを進めております。

今後の取り組みでございますが、各基本目標で設定した数値目標及び具体的施策で設定した重要業績評価指標に対し、内部組織である紀の川市まち・ひと・しごと創生本部及び産官学金労言住の各分野の代表者8名で構成された外部評価の役割を担う紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会において、その進捗管理と効果検証を行っております。

検証結果については、次年度以降の事業実施に反映できるように、担当部署にフィードバックしているところでございます。

今後も、総合戦略の基本目標達成に向けて事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、若者の転出を抑制するための取り組みや県外からの転入を促進するための取り組みについての御質問でございますが、本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果によると、平成52年には約4万7,500人になると推計されています。人口減少と少子高齢化の進展により、経済や産業活動が縮小し、税収入が減少する一方で、高齢化が進むことで社会保障費が増加し、市の財政への影響も大きくなることが見込まれます。

このような状況の中、交流人口の増加から移住等の促進など、人の流れと働く場づくりに取り組むことで人口減少を抑制して年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能なまちの実現を目指す必要があります。

将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な方針として、平成30年度を始期とする、現在策定中の第2次長期総合計画においても重要な施策と位置づけて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） ただいまの答弁で、非常に国の支援金を利用しているりと活躍してくれていますが、なかなか結果が出ない、これは非常に残念なことです。

そこで、こういう問題も現在、4大都市を除いて全国の人口減少に取り組んでいますが、こうした状況でなかなか結果が出ないということで、皆苦戦しております。

そうした中、紀の川市だけが出産数をふやして爆発的に人口をふやすのはなかなか不可能に近いことと私は思います。こうした中、総合戦略もただいまも御答弁にありましたように、指摘している人口の減少を食いとめるには、まず若者が紀の川市に定住することが不可欠のこととあります。

先日の新聞で、人口減少が激減している山梨県の村で、農水省のモデル地区に指定を受け、圃場整備で余った農地に国・県の補助金で1軒につき150万円も出して、「農家住宅」初年度で7軒を建て、若者の定住に取り組んでおられるということを新聞紙上で読みました。こういう計画をあちこちで今後も継続していくことと思います。

紀の川市においても、平成28年度から平成29年の成人式で約80名がふえております。こうした若者をより地元で定住する計画というものを取り組んでいけたらと思います。

また、今後、私は議会一般質問で、近隣市町村が実施している新規定住促進支援金、紀の川市に新築し定住した場合、市より50万円支援金を出す事業の復活を質問しました。紀の川市の総合戦略の基本方針の主な取り組みにも、若い世代の定住促進を支援すると掲げています。

この新規定住支援資金は、平成25年の第3回議会でも、同僚議員が廃止になった新規定住資金の継続を質問し、また私の平成28年の第3回議会でも、紀の川市の557件の実績のある定住促進事業、二人家庭では約1,000人からの人口がふえていると思います。そうした再度質問し、今後参考に考えていきますと、今まで答弁をいただいていたのですが、今後もそういう取り組みはどうか、質問します。

また、次に、人口ビジョン定住促進の取り組みですが、先日、仁坂知事が紀の川市に県政報告会でも、ことしの県の主要政策で、まず第一に、若者の県内定住を含め、和歌山県でも既に高野町においては、「消滅都市」と宣言されていることも踏まえて、いろいろと長い時間を費やして事細かに説明をいただきました。

そうすることで、主要政策で若者の県内定住を進めるため、企業誘致の推進と企業間ネットワークの強化に予算して取り組んでいくと説明されました。既に、和歌山県商工観光労働政策課では、将来の企業の担い手となる人材確保と若者の地元の定住促進の二つの計画目標のため、県内企業に3年間就職した奨学金を借りている学生に、上限100万円を、たしか国の1%、残りが地元と行政が一部ということで、それを地元の奨学金制度ということで立ち上げております。こうしたことに地元の定住に取り組んでいるが、紀の川市も市内の企業と構成する立地企業連絡協議会と連携し、奨学支援制度を支援し、定住促進と今後の人材確保の取り組みをどうするか、質問いたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 船木議員の再質問にお答えいたします。

紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つとして、「若い世代から選ばれるまち」を定めており、地域資源や魅力を生かした上で、人口増加に資する施策、または人口減少に歯止めをかける施策の展開が必要になっております。引き続き、「若者定住促進対策奨励金交付事業」を含めて、紀の川市にとって最適な事業を多様な視点から検討してまいりたいと考えております。

次に、企業と連携しての人材確保と定住促進の取り組みでございますが、和歌山県が実

施している中核産業人材確保強化のための奨学金返還に係る助成制度へ参画している紀の川市に住所を有する企業は、現在2社ございます。

また、紀の川市の取り組みとしまして、ワークプラザ紀ノ川を活用した求職者の就職支援、地元企業の人材確保及び定住促進に向けての情報交換を行っているところでございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

〔船木議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 次に、紀の川市の高齢化の認知症取り組みについての質問を許可いたします。

○3番（船木孝明君）（質問席） それでは、高齢化と認知症の取り組みについて、非常に頭の痛い質問で恐縮ですが。

平成18年ごろから我が国の少子高齢化が続き、少子高齢化、高齢化と非常に今、言われておりますが、実際わかりやすい事例では、平成25年までは紙おむつ、これは子ども用が圧倒的に大人を上回っておりましたが、平成25年を境に、大人の紙おむつが逆転して非常に生産過剰になっていると大手の企業が言っております。

そうしたことで、国が大変な事態になってしまうということで、平成25年にオレンジプランを立ち上げ、高齢化問題の取り組みに力を入れて、その後、なかなか少子高齢化がとまらないということで、このまま進めば想像も絶する危機感を持たねばなりません。

そういう中、オレンジプランの進行中にもかかわらず、平成27年度に国が緊急の課題として「新オレンジプラン」を立ち上げ、各市町村に介護計画策定を通達しました。私たち紀の川市においても、平成27年から平成29年の3カ年の第6期紀の川市介護保険計画が策定され、ことしはその最終年度となっております。

紀の川市の新オレンジプラン計画では、8年後の平成37年には高齢化率が39%となり、高齢者の数も2万3,128人となり、5人に1人が認知症と見込まれ、約4,600人が認知症のようになります。これは、本市の人口動態6万人の8%であります。これに予備軍を入れると、約6,000人強が認知症とある。考えてみれば、非常に目を覆いたくなるような実情です。

これらは、認知症の家族・親族だけではなく、地域全体で支えていけるよう、若い世代への啓発や認知サポーターの養成講座などについてのどのような取り組みを計画されているのか、まず質問します。

2点目、続いての質問です。

高齢者世帯は、近年単身や夫婦のみ、世帯の認知症で介護が必要な世帯が増加しております。こうした中、介護が必要になった場合でも、7割以上が自宅の介護を希望しており、医療についても6割以上の方が自宅で療養したいと希望しております。さらに、自立して健康に暮らすことができるよう健康寿命の推進についても大きな関心を集めています。

地方公共団体においては、できる限り住みなれた地域で人生の最後まで尊厳をもってみ

ずから自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防を一体的に提供される地域包括システムの構築を実現することが求められております。認知症・高齢化の地域での生活を支えるためには、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムをつくり上げることが必要であり、介護保険などの公的サービスだけでは対応できないのが実情です。特に、初期段階の認知症の人やその家族のニーズを把握し、これをきめ細かく対応していくことが特に重要ではないかと思います。

現在の医学では、初期の認知症では非常にいろんな活動によってスピードが抑えられ、健康体で続けられるということを言っております。そうした中、現時点での認知症政策の具体的な対応を御質問いたします。

この2点を質問いたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、船木議員の質問にお答えいたします。

議員が申されるように、国の認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」では、基本的な考え方として、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」ことが掲げられております。まさに、紀の川市においても、この基本的な考え方を実現するために、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括システム」の構築を進めるために、各施策に取り組んでいるところです。

その取り組みにおける認知症施策の現状としては、まず、認知症にならない、進行させない予防のための支援やサービスの取り組みを実施しており、介護予防を広く市民の皆様に知っていただくため、地域の集会所等へ直接お伺いし、運動やお口の健康、栄養、認知症予防等について出張講座、元気プラス塾、また認知症サポーター養成講座など、平成28年度で延べ380数回、また参加者数では延べ6,100人余りの参加者を得て、介護予防普及啓発事業を実施しております。

また、平成27年度から取り組んでいる地域リハビリテーション事業「てくてく体操」といいますが、これは区長及び民生委員の皆様の働きかけにより、当初の予想を大きく上回る参加申し込みがあり、現在、40の団体で580人を超える方々に参加いただいております。

今後もこのような身近な地域で気軽に参加していただける事業として、地域コミュニティを推進し、見守りやボランティア等の助け合いのネットワークづくりにつなげていきたいと考えています。

また、団塊の世代の方々が75歳以上となる高齢化社会における「2025年問題」と言われることですが、第6期の介護保険事業計画では、本市の高齢化率は38%に達し、後期高齢者は24%と推計されており、介護や福祉分野の需要がますますふえ、医療など

の社会保障費が急増すると推計され、またそれに対応する医療・介護のサービス体制の構築が必要とされております。

そのための認知症対策の一つとして、認知症初期集中支援チームを平成30年4月に立ち上げる予定としており、その構成メンバーは、認知症サポート医、医療介護の専門職及び包括支援センターの保健師や社会福祉士などを予定しており、そのための認知症初期集中支援チーム検討委員会を岩出市との2市合同において設立するため、現在、那賀圏域の医療と介護の連携推進協議会において那賀医師会等関係者の間で協議を行っております。

また、医療と介護の連携の部分については、「在宅医療サポートセンター」を公立那賀病院内に一般社団法人那賀医師会の協力のもと平成29年から設置し、「在宅医療のネットワーク」や「かかりつけ医のサポートネットワーク」の構築、認知症の協力病院の登録及び紹介、あるいは「医療職」及び「介護職」からの相談窓口の設置、また、在宅医療に関する普及啓発などについて、在宅医療サポートセンターとして実施してまいります。

最後に、市民の皆様への周知・啓発としては、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症の状態や進行に応じた医療・介護・福祉サービスの提供の流れを示した認知症ケアパス及び認知症ガイドラインを作成し、本年4月からその情報提供を高齢介護課及び包括支援センターで行っております。

以上、認知症に対する取り組みでございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 非常に高齢化が多くなっていく中、ますますそうした地域活動、もう認知症の要支援1・2ではなかなかホームへ入れないということで、今後ますます重要な課題であります。

次、再質問ですけれども、ただいま、ああいった新オレンジプラン計画では、七つの基本の柱を重点目標に取り組み、掲げています。その一番目に、認知症の啓発推進で、学校教育等における厚生省からの認知症施策の推進依頼や小・中学校の認知症サポートの養成講座の取り組みが各市町村、教育委員会に通達出ています。人は、誰も年がいくと認知症や高齢者になるということを子どもたちに十分教え、啓発の推進を掲げていくことが大事だと思います。

先日、新聞紙上、認知症の家族の記事で、小学生の子どもがいつも大事に可愛がってくれて尊敬していたおじいちゃんが認知症になり、何回か徘徊を繰り返しているところを友達と登校時に出会い、みんなが、「変なおじちゃんがいる」と、からかわれ、泣きながら登校せずに家に帰った記事が載っていました。

また、昨年本市においても徘徊して行方不明になり、地元だけでなく紀の川市全体で毎日行方不明の放送を流し、また日ごろ子どもたちが楽しく遊んでいる公民館や地元の場所で救急車やパトカー、警察官や消防団の制服の人たちが毎日捜索に当たっています。もし、子どもが学校での認知症の啓発推進がされていなかったら、複雑な気持ちになり戸惑う子

どもも多いと思われますが、今後、高齢化社会がどんどん進んでいく中で、このような問題に、子どもたちにできるだけ早くから認知症を知り、理解を学校教育を通じて深める認知症サポート講座が重要だと思いますが、紀の川市での学校での取り組みはどうか、質問します。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 船木議員の再質問にお答えいたします。教育委員会所管にする部分について、御答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、平成27年1月に、厚生労働省から「認知症施策総合戦略」、いわゆる「新オレンジプラン」が策定され、七つの柱が明示されてございます。

その一つに、「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」の中に、「学校教育における認知症の人を含む高齢者への理解の推進」が明記されてございます。

紀の川市では、市内の小・中学校で、人権教育の中で高齢者の人権について正しい認識を育てるとともに、高齢者との交流活動に取り組むことで、「高齢者が社会を構成する大切な一員であること」の理解を図ってございます。

認知症を理解する取り組みといたしましては、議員御指摘のような、認知症サポーター養成講座を平成23年度から3年間、延べ5校の小学校で実施した実績がございます。

認知症サポーターとは、「認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対し、できる範囲で手助けをする人」をいいます。

教育委員会といたしましては、今後も年齢に応じた認知症を含めた高齢者の理解の学習に取り組むとともに、認知症サポーター養成講座などの機会を積極的に取り入れ、認知症に対する理解を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問はございませんか。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 再々質問、市長に質問、お願いいたします。

先ほど来、質問させていただきましたが、旧町時代、新しい紀の川市になっても歴史上、かつて経験したことのない団塊の世代、昭和22年、昭和23年、昭和24年生まれた第1次ベビーブーム、約800万人が75歳以上の後期高齢者となる8年後の、今申されました2025年問題が、紀の川市だけでなく全国的に最重要されています。

本市でも、予測では5,000～6,000人の高齢者が認知症になると言われていますが、紀の川市においても、超高齢化の中、それにまして生産年齢の減少社会の中での社会保障費の増大、福祉サービスや年金生活者の低所得者の医療・介護問題、さらに現在、市が一部を負担している生活保護者の増大、また国が医療費の削減計画で15万床から20万床のベッド数の削減計画もしております。これらは、全て国の政策であります。やはり市町村がこうした問題を市民のために現場で取り組んで解決していかなければなりま

せん。

国の政策だということで、国からは職員も来てくれません。そうした問題を抱え、今後の市政は多くの高齢者を背負い、厳しい坂道を上ぼる時代が待ち受けていると思います。幸いなことに、地震や災害のように、ある日突然起こることではなく、今、既にもうそういう時代に入って、今後10年、20年、30年かけて大きく押し迫ってきます。こうした問題にくじけず突き進んでいける強固で骨太の紀の川市をつくっていくための市長の行政手腕をお聞きいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 船木議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

団塊の世代といわれる方々が、高齢者となる2025年ごろの認知症の問題や施設入所の問題、あるいは老老介護等の諸問題については、全国的な社会問題であるとともに、紀の川市にとっても大きな問題となると思っております。現在の取り組み等々については、各担当から答弁申し上げたとおりであります。

そんな中で、これからは今後の国・県の動向を踏まえ、施設入所の問題、介護サービスについては、将来的に皆様に御負担いただく介護保険料なども含め、第7期以降の介護保険事業の中で十分検討してまいりたいと思っております。

また、認知症については、できる限り住みなれた地域で、自分らしく暮らし続けることができるようにということで、医療・介護の連携等「地域包括ケアシステム」の構築を推進してまいりますので、御理解、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、20番 川原一泰君の一般質問を許可いたします。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） おはようございます。

冒頭に、議長にちょっとお願いがあるんですが、せっかく大勢傍聴に来ていただいてございますんで、答弁される方々がもう少しゆっくりとわかりやすいように答弁いただけたらなと、このように思いますんで、どうぞよろしく取り計らいをお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 答弁者にお伝えいたします。答弁はゆっくり、簡潔によりしくお願いいたします。

どうぞ。

○20番（川原一泰君）（質問席） 今、議長の許可を得ましたので、質問を行います。

私のきょうの質問については、公共下水道事業と合併浄化槽の問題についてお尋ねをしてまいりたいと、このように思っております。

公共下水道事業は、平成13年に和歌山県と旧那賀郡の6町が都市計画決定をいたしま

して、そして新規事業として取りかかったものでございますが、当初の計画では、このエリアですね、公共下水道をやろうとするエリアが1,914ヘクタールということでございました。そして、それを完了するための費用として618億円という予算建てでございまして、そして進めてきたわけでございますが、平成24年3月にこれが見直しがされました。1,914ヘクタールが1,526.6ヘクタールに、そして618億円の予算が492億円に見直しがされたわけでございます。そして、その1,526.6ヘクタールのうちの406.13ヘクタールが、事業認可を受けたわけであります。

そして、それで進んできたわけでございますが、平成16年から平成20年にかけて毎年予算建てをするわけでございますが、公共下水道を進めていくための1年間の費用は14億円ということで、平成16年から平成20年までは14億円、1年間ですよ、予算建てをしていたわけでございますが、それ以降、10億円に減額されて、現在では4億円という、1年間の費用ですよ、4億円という非常に減額された形でこの公共下水道事業が進められておるわけでございますが、そこでお尋ねをしたいんです。

まず、一つ目でございますが、事業認可を受けた406.13ヘクタール、これが全て完了するのにどれぐらいの年月がかかって、そして全ての1,526.6ヘクタール全てが事業完了するにはどれぐらいの年月がかかるのかということをもまず答弁いただきたい。

そして、この1年間に4億円という形で進めていくと、当然後ろへずれていくということになるわけでございますが、紀の川市として計画的な土地利用の規制誘導と、そして都市基盤の整備推進をしていくための用途地域等の指定、これをやっていく方向の中で、今の公共事業の進め方というものが非常に問題になってくるのではないかと、このように私思っておりますので、この点について御答弁をいただきたい。

そして、三つ目に、人口減少の問題でございますが、この問題については全国各自治体において一番頭の痛い問題でございますが、紀の川市としても移住・定住の人口ふやしていくためのもろもろのいろいろな事業を進めていく上において、今の公共下水道事業の進め方というものが問題出てくると、私自身がこない感じしておるわけでございますので、この点についてどう考えておられるか、担当部局のほうから御答弁をいただきたいと。

そして、四つ目に、市当局が公共下水道事業に対して大きな金を使っていくよりかは、合併浄化槽の補助事業を、これをさらに拡大していくほうが市としては得策だというようなものの考え方にこのごろ切り変わってきているんじゃないかというような気がするわけなんです、この点について、担当部局の答弁をいただきたいと思います。

第1回目の質問として、この4点、答弁お願いいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） おはようございます。

川原議員の公共下水道と合併浄化槽についての御質問に答弁させていただきます。

議員も質問の中で申されておりましたが、公共下水道事業の事業経過につきましては、

紀の川中流流域下水道（那賀処理区）事業として、平成13年10月に県と旧那賀郡6町が都市計画決定を行い、平成13年度から新規事業として着手しました。

当初計画は、処理計画面積1,914ヘクタール、処理計画人口7万3,400人でしたが、平成19年9月14日付で、国土交通省、農林水産省、環境省の3省連盟で、「人口減少等の社会経済情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」の通達に伴い、紀の川市として合併浄化槽による個別処理と公共下水道、また農業集落排水といった集合処理に係る建設費及び維持管理費の費用比較を行い、平成23年度に新たな全体計画を作成しました。その後、平成24年度「紀の川中流流域下水道事業計画」に反映され、平成25年4月5日に、和歌山県・岩出市・紀の川市が同日付で都市計画変更の決定を行い、現在、全体計画面積は1,526.2ヘクタールとなっております。

現在、事業実施の認可を受けた区域406.13ヘクタールで、うち271.1ヘクタールが整備済み、整備率で66.8％となっております。残りの135.03ヘクタールが未整備となっており、この未整備区間を現在の年間事業費約4億円で事業整備を進めると、約15年の期間が必要となる見込みです。

また、都市計画決定されております下水道事業全体計画面積1,526.2ヘクタールを全て整備するには、現在の年間事業費4億円で整備を進めると、100年以上事業期間がかかることになります。

次に、土地利用の規制誘導と都市基盤の整備推進をするため、用途地域指定を実施していく上での問題点につきましては、紀の川市の人口減少の歯どめの一つとして、農地、宅地、工場等が混在するとトラブルの原因となることから、混在を抑制し、人口や建物を一定の範囲に集中させ、道路・水道・下水道などのインフラの効果的な整備を行いたいため、平成28年度に土地利用方針策定事業を実施し、現在、土地利用規制誘導方針案の調整計画中であります。用途地域指定に向け検討段階ですが、確定した場合、関係部局と協議を行いながら土地利用に連携した下水道計画に変更し、事業を進めていきたいと考えております。

また、人口増加対策の移住・定住事業を進める上で問題にならないかということですが、公共下水道の全体区域内であっても、事業認可区域外であれば合併浄化槽設置に係る補助金を受けることが可能ですので、合併浄化槽の設置により対処していきたいと考えております。

次に、公共下水道で多額の費用を費やすより、合併処理浄化槽で対応していく方針転換を考えているのかということですが、下水道の整備には長い年月が必要であり、事業期間内でも紀の川市内の人の移動等により状況が変わっていくものと思われます。10年をめに計画の見直しを考えております。次の見直し時には、今後の社会情勢の変化や人口動態等を要因として、公共下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽等の建設費及び維持管理費に係るコスト比較を行い、紀の川市汚水処理について最も適した整備手法を選定し、下

水道計画区域に新たに加える区域、また逆に下水道区域から除く区域も発生してくると思いますが、適正で効率的な事業計画を他の部局と連携を図りながら、「公共用水域の水質保全と快適で衛生的な生活ができる環境づくり」に努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） ただいま建設部長から答弁をいただきました。

私がお尋ねしたこの四つについては、恐らく、仮にそのまま4億円という形でずっと進めていった場合には、10年に一遍見直しをするということを今、答弁いただきましたが、そういう方向性になると大分変わってくると思うんですが、非常に後ろへずれるという形のやり方を続けていると、私がさっきから質問させていただきましたこの四つの問題についてはいろいろと影響してくると、このように感じておるわけなんです。

再質問として、用途地域の指定、この問題が私一番いろいろ思ってるんですが、紀の川市が2,000万人という人口を抱える大阪府と、和泉山脈を隔てて隣接をしておるわけなんです。紀の川市の北部に今、皆さん御承知のとおり二つのインターチェンジを抱えた形で京奈和高速が開通いたしました。そして、西側の紀の川インターから関空に向けての直接道路、これも中村市長の尽力も非常に大きいと思うんですが、期成同盟会をつくって、そして日夜調査をしていただいておりますという流れの中で、非常に二階幹事長も和歌山県選出の国会議員さんも、それなりの活躍をされておる状況の中で、非常にこの道路も恐らく中村市長の政治力もあって、これはかなり見通しが明るいと思っておりますが、そういう状況の中で、紀の川市の北部の発展的要素というものが非常によくなってきたと、私これ感じておるわけなんです。

そこで、先ほど部長が答弁していただいた中に、用途地域の指定、この問題があるわけなんです。今、検討してくれているということでございますが、紀の川市の北部の用途地域の指定ということも十分可能性として出てくるだろうと。

そういう形の中で、もし紀の川市の北部にインターチェンジ二つを中心にした用途地域の指定ということの方向が出てきた場合には、今の公共下水道事業の見直しをして、そして配管をしていただけると、私こういう、今あなたの答弁をいただき形の中で解釈したわけなんです。間違いございませんか。その点について、再度答弁をいただきたいと。これが一つ。

二つ目に、これがまた一番大きな問題になってくるんですが、紀の川市の公共下水道事業の幹線というか、一番太いパイプが東西に延びる国道に入れられておるんだと思うんですが、公共下水道事業のエリアが狭れば狭まるほど国道を中心にしたエリアに集約されてくると。そして、エリアが狭まれば狭まられるほど、逆に今度は合併浄化槽の地域が広がっていくと、領域が広がると、そのように解釈せざるを得んわけでございます。

この間も、ホテルサミットがございました。私もそこに参加をさせていただいて、いろ

いろとお話を聞かせていただいたわけですが、もちろん中村市長も参加をして出席をしていただいていたのですが、近大の仁藤先生ですか、この方の司会で六つの市であり町の代表者が寄って来ていただいていたわけなんです、この方々の意見を集約しますと、最後はやはり環境保全の問題でございしますが、それと各自治体代表でございしますから、自分の自治体においてはかなりな本数の川があるわけなんです。その川の水を常にきれいな水が流れるような環境づくりというものをやっていかないかと。どこの川においてでも、蛍が生き生きするような環境づくりというものは避けて通れない問題だということが結論なんです。

しかしながら、そういう代表者の方々の意見の中に裏づけとして出てくるのが、そこに住まれおる住民の皆さんお一人お一人の日常生活の中での心得、美意識、こういうものがなかったら、なかなかこの川をきれいな川にするという目的というものはなかなか達成できない。そこに出てくるのが、この合併浄化槽の問題なんです。

皆さん方も御承知のとおり、この合併浄化槽を導入した場合に、もちろん市から補助金はいただいておりますが、これはその事業として非常に住民の皆さん助かっている部分ですが、その部分ではあるわけなんです、導入しますと必ず1年に1回、その浄化槽の中を全部かすり出して、そして水洗いをして、消毒をして、大掃除をしなければならないという義務づけがあるんです。

それであるにもかかわらず、これは悪気でやっているのではないんだと思うんですが、1回やると大体5万、6万のお金がかかる、そういうこともございますが、最初は1年に1回やっていただいておりますが、日がたつてくると1年が1年3カ月になり、1年半になり、2年に一遍というようなことに、そういう方向を導入された方々100件あれば100件の中に、いろいろなそういう悪気でやっているのではないんですが、そういう方々が出てくる可能性がある。現実に出てきているから、その地域で今、問題になっているんですよ。そして、普通1年に一遍きちとした大掃除をしておれば、そこから地域の用水路に排出される水で手を洗っても何ら問題ない。そういうキャッチフレーズの中で今、普及しているんですが、それぞれ一個人のいろいろなやり方があるわけなんです、そういう問題で非常に地域内の用水路が汚れてくる。そのことで、もう幾つか私は存じ上げておりますが、名前は言いませんが、地域で問題になっておる。

そうなってくると、今、旧貴志川町の西山地区で、平成10年から農業集落排水処理施設という施設をつくって供用開始されておるわけなんです、また旧桃山町の善田地区では、平成23年から集落排水処理施設が稼働しているわけなんです、こういった処理施設をさらにまた自治体で、お金が大変かかりますが、そういったものをつくっていかなくては、この汚水の対応ができないという状況にならんと限らんです。今の状態から言えば。そうやってきたときにどうするんだということなんです。

だから、1年に1回という義務づけを、これのチェックをどこがするん。今の県も含めて水質検査からいろいろとやっていただいているのはわかってございますが、現実そう

いう地区が出てきているんです。それがずっと川に流れているんです。大きな川に。もちろん、蛍がいてたところにも流れている可能性はあるんです。これの対応、どのようにしていくか、担当部局のほうから答弁をいただきたいと思います。

再質問、二つ。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 今、川原議員の再質問ですけれども、仮に、用途指定を実施し、一般的な住宅地域、商業地域として用途地域を指定するということは、紀の川市の政策上の決定事項であり、開発や人口増加が進む地域であると考えられますので、それに合わせた下水道整備計画に変更し、計画的に指定地域に見合った下水道の整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいま川原議員から再質問がございました二つ目の点につきまして、市民部から御答弁申し上げます。

合併浄化槽の管理者たる設置者個人が管理義務を怠ることにより、浄化されていない生活排水が周辺地域の水環境を悪化させれば、公共下水道事業計画区域でない場合には、農業集落排水事業などの一定地域を対象とする汚水処理対策を改めて検討しなければならない状況に陥らないのかとの御質問の趣旨に基づき、御答弁申し上げます。

浄化槽の管理につきましては、設置した各個人の責務として、「浄化槽法」により、議員御指摘のとおり、「浄化槽の清掃につきましては年1回以上必要」でございます。「保守点検につきましては、一般家庭に設置されました浄化槽で年3回以上実施しなければならない」と規定されてございます。また、水質に関する法定検査では、浄化槽使用開始後3カ月から5カ月以内に行う検査と年1回定期的に行う検査を受検する義務もございます。

水質検査につきましては、公益社団法人、和歌山県水質保全センターが担っており、検査実施時に汚泥の清掃や保守点検がされていないと判明した場合には、その場で直接管理者にその必要性について指導をしてございます。また、全ての検査結果は、市に送付され、不適正となった浄化槽の管理者には、市から要改善措置の通知を行い、改善報告をいただくこととなっております。

万一、このような浄化槽管理者としての責任を怠った場合には、罰則が規定されてございます。生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときには、清掃及び保守点検の場合は、改善措置命令により10日以内の使用停止を命令し、これに従わない場合には、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金が課されることとなります。また、法定検査では、指導、勧告、命令となりまして、これに従わない場合には30万円以下の過料に処せられることとなります。

合併浄化槽を設置・使用することは、地域の水環境の保全に直結しているということであり、それゆえに管理者たる各個人の責務が重大であるということから、罰則規定まで設

けられているものと理解してございます。

また、一部の個人が浄化槽の管理を怠ることに起因して、地域のその他善良な管理者たる住民が、改めて受益者負担金を伴う農業集落排水事業などの汚水処理施設の検討をせねばならないという状況は、余りに不合理な状況でございます。

そのような最悪の状況に陥らないためにも、浄化槽管理者の各人が一旦浄化槽を設置した限りにおいて、法を遵守し、適正に清掃や保守点検、また法定検査を実施していただくことが何よりも重要でございます。

「みずからが居住する地域の環境を、地域の浄化槽管理者の共同体により守っている」という現実について、改めて御認識いただけますよう、浄化槽設置者たる各個人の管理義務の重大性について、さらに啓発を重ね指導を強化してまいりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） 質問ではないんですが、担当部局のほうに私が今申し上げた中身は、なかなかほっといたら大変なことになるということの現実をしっかりと頭の中に入れていただいて、これの対応というものをやっていただきたいと。これだけ申し上げて、終わります。

○議長（竹村広明君） 以上で、川原一泰君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時59分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、4番 中尾太久也君の一般質問を許可いたします。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問します。

質問の内容ですが、市立保育所の保育環境・保育運営の取り組みについてです。

市の基本施策として、子どもを安心して産み育てる環境づくり、子育て環境、体制の整備・支援が掲げられております。そして、現状と課題として、共働き世帯の増加による3歳児未満保育の増加、核家族化の進展による子育て孤立化などが課題となっており、状況に応じた子育て環境、体制の整備・支援が求められています。また、意向調査でも、20歳代から50歳代の子育てにかかわる世代で、子育て環境、体制整備・支援についても、

もっとやるべきとの意向が高くなっております。

また、地域活性化・地域住民生活を緊急支援交付金、地方創生先行型に係る事業実施の結果報告においても、保育所、保育環境充実事業について外部有識者からの評価として、保育環境は充実したが、低年齢児の受け入れ定員はふやせていない。建物の広さや保育士数など問題があるため、今後の課題として検討が必要となっております。

実績値を踏まえた事業の今後については、今後も老朽化設備の更新を行い、保育環境の充実を図る。低年齢児の受け入れ数拡大のため、再整備などの施設整備と民間への働きかけが必要とし、今後の方針として事業の継続となっております。

これを踏まえて、現在進めている公立保育所再編計画は、統合や民間移管により平成31年度では公立保育所が8カ所になる予定になっております。この8カ所の保育所の多くが1970代から1980年代に建築されており、老朽化も進み、保育環境も悪化していく現状、適切な対応が求められます。

また、0歳児からの保育の要望も増加傾向にある中で、状況に応じた子育て環境、体制の整備・支援をどのように充実していくかということです。

これにより、質問の一つ目として、老朽化した保育所の取り組みはどうするのかということ。

公立保育所再編計画に基づくと、公立保育所8カ所が残ります。この中では、昭和51年に建築された八王子保育所や昭和53年に建築された東貴志保育所など、40年前後経過した保育所2カ所、その他の保育所も築32年から36年経過した保育所5カ所です。一番古い保育所は、雨漏りもひどく、調理室等も十分とは言えません。それと、児童数も増加しており、部屋数も確保できない状態となっています。平成28年度第4回定例会で答弁されております再編計画策定の準備は、この平成29年度から始まるが、策定年度は未定と答弁しております。早急に取り組んでいく必要があるかと思えます。

二つ目として、低年齢児の受け入れ体制の対策はということです。

保育所は、保護者の仕事や病気など何らかの理由によって保育を必要とする0歳児から小学校入学前の子どもが対象となっております。現在、0歳児を受けている市立保育所はこばと保育所だけです。民間の私立保育所に任せるのではなく、公立保育所でも充実した受け入れ体制はできないでしょうか。

三つ目として、保育士不足による職員の対策や民間へ移行した場合の取り扱いはどうにするのかということです。

平成29年4月1日現在で、保育士では正規職員66名、非常勤職員99名で、比率で言いますと、正規職員2に対して非常勤職員3という大変バランスの悪い職員構成になっていると思われます。保育士不足というのは、こういう安定のない非常勤職員が多く雇用している点にもあると思われます。職員適正化計画も策定しておりますが、子育て世代が安心して子育てできるような体制が必要ではと思われます。

また、粉河地区保育所再編に係る川原保育所、長田保育所、竜門保育所に勤務する正職

員15名と非常勤職員18名、また調理員の正職員1名、非常勤職員5名、計39名の今後の取り扱いはどのように考えていくのかということです。

四つ目として、施設の修理・修繕や遊具の安全性は十分なのかということです。

施設自体も老朽化しているのと同時に、遊具も老朽化しております。平成14年に遊具の安全に関する基準案が策定されました。これは、優良な遊具を提供し、適切に維持管理するためには幅広い指針が必要とされ、中でも安全対策は大切な要件です。子どもにとっての遊びの価値を尊重しつつ、遊びに伴うリスクを適切に管理し、ハザードについては物的ハザードのうち重大な事故につながるおそれがあるものを中心に除去するという観点から作成されております。

以上のように、これからの保育所のあり方について質問いたします。四つ質問いたしましたが、答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、中尾議員の質問にお答えいたします。

紀の川市の公立保育所については、合併当時16カ所ありましたが、既に御承知のように、公立保育所再編計画に基づき効果的かつ効率的な再編を進め、統合や民間移管を進めた結果、現在、5カ所減って11カ所となっており、平成31年度には、公立保育所が8カ所になる予定で、今、粉河地区の保育所の再編に取り組んでいるところです。

再編後の公立保育所の建物の多くは、議員も申されましたが、昭和50年代に建設されたものがほとんどで、約40年前後経過しており老朽化が進みつつあります。

この8カ所の保育所については、耐震の改修の必要はないものの、一定規模の保育児童が在籍しておりますので、必要な改修を加えながら当面の保育を実施してまいります。

また、昨年、第4回定例会においても答弁しておりますが、本年度から第2次の再編計画策定に向けて準備を進める予定であります。第1次の再編計画とは再編の条件や趣旨が異なりますので、市の人口推計や公立保育所の役割、市職員の定員管理など、市の方針として十分検討した上で取り組んでまいります。

次に、低年齢児の受け入れ体制については、民間移管した公立保育所を含め、5カ所の民間保育園で0歳児からの保育を実施しています。現在の紀の川市公立保育所については、0歳児からの保育は1カ所、1歳児からの保育は7カ所、2歳児からの保育は2カ所を実施しており、いずれの公立保育所においても低年齢児の受け入れを行っています。

平成28年度では、民間による3歳児未満の保育に特化した地域型保育事業を行う小規模保育施設が開園し、27名の低年齢児の入所定員枠が増加しています。また平成29年度中には、新たに打田地区において19人定員の小規模保育施設が開園される予定です。

公立保育所においても、保育士の確保を進め、低年齢児の受け入れを積極的に進めていくとともに、今後も民間活力をいただきながら低年齢児の受け入れを拡充し、待機児童が発生しないように進めてまいります。

次に、保育士対策及び職員の取り扱いについてですが、現在、紀の川市には公立保育所が11カ所あり、正規職員、非常勤職員を含め164名の保育士が在籍しております。

保育士の配置については、国の配置基準に基づき保育士を配置するとともに、子どもの特性に応じて加配の保育士を配置し、保育を実施しており、保育士の確保については、前年度の入所申し込み児童数に応じて配置基準や加配の必要性を加味し、保育士を配置しているところでございます。

正規職員の保育士については、行財政改革のもと職員適正化計画を策定し、保育士を含めた全職員の削減を行っている中であり、毎年の採用とまではいかないものの、保育技能の継承や職員年齢階層の平準化を図るために、平成23年度に7名、平成28年度に3名、平成29年度に3名の保育士を採用したところです。また、非常勤職員としての保育士の確保については、保育士の確保の観点から、平成28年度を含め過去3回にわたり近隣の市の保育士の賃金等を考慮し、賃金の見直しにより勤務条件の改善を行い、ハローワークや市の臨時職員登録などにより実施しているところです。

今後も、必要な保育士の確保のために、国の動向や近隣の地方自治体の賃金等の動向を見ながら考えていきたいと思っております。

次に、民間へ移行した場合の職員の取り扱いですが、市職員の保育士については、他の公立保育所への配置転換を実施し、非常勤の保育士については、今までの民間移管の例と同様に、新たに設置される予定の民間保育所へ就職を希望される場合は、申し出をいただくことで試験を受けていただけるよう取り組むとともに、紀の川市のほかの公立保育所にも、職員の必要数の枠もありますが、非常勤職員として配置転換するという事も実施する予定でございます。

次に、施設や遊具の修理、修繕については、予算年度の前の年に各保育所からの要望と子育て支援課の施設担当職員の調査に基づき、施設管理の予算枠の中で優先順位をもって修理、修繕を行っております。

また、保育所の遊具の安全性については、児童が遊具を使って遊びを通して運動に親しむとともに、子どものさまざまな能力が養われ、児童の発達・成長に重要な役割を果たしており、その必要性は高いものと考えております。このため、遊具の安全性の確保は極めて重要であると認識しており、保育所においては職員による安全点検を毎月2回実施しております。この点検結果をもとに、必要に応じて専門業者等に相談し、軽易な修繕等で対応可能なものについては修繕を実施し、危険性が高い遊具については、使用禁止措置をとるなどの後、交換もしくは撤去をすることで事故などの防止に努めているところでございます。

また、固定遊具などは、設置後、年数の経過している遊具もございますので、専門業者による点検の実施を検討し、安全管理の徹底を図り、事故の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 再質問します。

本年度より、第2次再編計画に向けての準備を進める予定と答弁いただきましたが、今、私が質問した1、老朽化した保育所の取り組み、2、低年齢児の受け入れ体制の対策、3、保育士不足による職員の対策や認可への移行した場合の職員の取り扱い、4、施設の修理、修繕や遊具の安全性、これらのことについて答弁いただきましたが、十分な答弁とは思いません。なぜならば、この再編計画が策定されれば全て解決するものだと思います。

市の方針として十分検討した上で取り組んでいくということですが、児童数においても8保育所においては、平成21年3月では705名で、平成28年3月では754名と、49名増加しております。これは、こばと保育所46名と八王子保育所18名で、二つの保育所で64名増加しております。その他の保育所は、ほぼ一定の児童数で推移してきております。

この児童数を減らさないためにも保育所の充実を図り、子育て世代が安心して子育てできるまちづくりが必要ではないでしょうか。このためにも、新たな施設で快適な保育環境をつくるためにも、早急に再編計画を策定することが重要ではないかと思います。これについて、答弁を求めます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 中尾議員の再質問にお答えいたします。

第2次再編計画については先ほども答弁しましたが、粉河地区の保育所の統廃合を実施しており、第1次の最終段階を迎えております。

以前から答弁申し上げているように、本年度から準備を進めることで、なるべく早く第2次の計画としたいと思っておりますが、いずれも残った保育所では一定人数の子どもの保育をしている状況です。特に、打田地域においては、本庁が設置されて以降、子どもの増加傾向もあるというふうに議員もおっしゃっております。

したがって、当面は各保育所での保育を継続しつつ、施設面の老朽化も踏まえ、方針を定めてまいります。現時点でいつということについては、諸条件のめどをつけながらということで、なるべく早い時期ということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 再々質問します。

ただいまの答弁において、編成計画の策定にはまだまだ時間がかかるということでした。

市内においては、小学校や中学校の新築や改築及び各施設の整備・改修により、子どもたちが安全・安心に学べるよう教育環境は充実しています。

市内の保育所においては、再編計画の策定もいまだできておらないとの答弁の中で、地

方創生の着実な推進として、若い世代から、「選ばれるまち、保育環境の充実」ということで、「子どもたちが通う保育所、学童保育施設の充実を図り、子育て世代が安心して子育てできるまちづくりを進めていきます」と、事業概要、目的でうたわれております。

地域で安心して子どもを産み育てられる環境が整い、子育てしやすいまち、子どもが健全に育つまちとして合併特例債が使える平成32年度までに保育環境の整備を進めていけないのかということを、市長の考えをお聞きかせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中尾議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、先ほど部長が答弁したところでありますが、平成31年以降の紀の川市の保育所の再編計画の策定については、スピード感を持って取り組む必要性は十分認識しております。

また、紀の川市立の保育所、それと民間の保育所、民間の幼稚園等々、少子化の問題をいろいろ検討をしていかなければならない、今、大変大事な時期になっておるわけで、第2次の再編の課題として、「そのままの建てかえ」か「環境の拡大か、また統合する」のか、「公立で行くのか、民間移管する」のか、いろいろ児童数の減少化傾向など多くの問題もある中で、再編に要する財源等を考えれば、議員言われるような合併特例債利用は当然の考え方ではいかと、そう思っております。

しかし、その特例債の財源の重要性も念頭に再編の課題をクリアしつつ、第2次再編計画の策定に取り組んでいきたいと、そう思っております。

○議長（竹村広明君） 以上で、中尾太久也君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、11番 森田幾久君の一般質問を許可いたします。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（質問席） ただいま議長の許可が出ましたので、通告に従って、地域防災力の取り組みについての一般質問をさせていただきます。

昨年は、震災をはじめ、火災が全国各地で多く発生いたしました。特に、4月に震度7の地震が二度にわたり発生し、甚大な被害がありました。熊本を中心とする大地震は、活断層が起こした内陸型、直下型の地震であったことは皆様も御存じのこととと思われます。この活断層を含む断層帯は、日本列島にわかっているだけで2,000以上もあり、まさに日本全体に断層が張りめぐっていると言っても過言でないと、有識者の見解でもあります。

県内にも、国内最大規模の中央構造線断層帯の一部があり、紀の川市内や付近にも桜池断層をはじめ、数多くの断層帯があると考えられます。また、和歌山県に直接的な被害が予想されています南海トラフ巨大地震は、海底岩盤のひずみが引き起こす海洋型の地震でありまして、大規模な震災や海岸沿いでの大規模な津波が予想されております。この大地

震は、近い将来において約70%の確率で発生するとも報道されています。

しかしながら、過去の被災地からもわかりますように、大地震は想定外の場所で発生時、周期も予測が困難な中で発生していることが現状であります。このような大規模災害時は、公助となる自治体の救助活動は限界を超えてしまう場合もあることから、まずは自助として、自分自身の命と体を守る行動が最も大切であると報道や研修会でも周知され、住民の方々も防災意識が向上されてきていると思われます。また、地域間での相互に助け合う共助も、非常に重要な課題であると考えられます。その共助の部分で、重要な役割を担うのが、住民の状況や地域の状況を把握しております自主防災組織や消防団員の方々と思います。

災害発生時には、地域住民の方々が、1、早く助け合い、人命救助に当たり、大切な命が救われたことなど、救助活動が報道されていました。

そこで、紀の川市において、地域の自主防災組織が幾つ結成されたのか、どのような取り組みをしているのかをお聞かせください。

また、地域によっては高齢化が進み、消防団員の確保が困難な状況もあるともお聞きしますが、そのような場合はどのような対応をされているのかもお聞かせください。

また、消防団といいますと、男性のイメージが強いのですが、近年消防団員の活動は消火活動はもちろんですが、さらに防災・減災への啓発や周知等ソフト面の活動が必要と思われる中、全国でも推進されています女性消防団が紀の川市でも設立されていますが、現在の人数などの状況や活動はどのようにされているのかをお聞かせいただき、1回目の質問とします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） 森田議員より御質問の地域防災力の取り組みについて、自主防災組織と消防団の訓練等の現状や今後の対策及び昨年10月に創設されました女性消防団の活動状況や今後の方針等につきましてお答えさせていただきます。

議員より御指摘いただきましたとおり、近年、全国各地で発生しております自然災害や火災等により多くのとうとい命が失われたことや負傷者が発生したことなど痛ましい現状が報道されてございます。

そのような状況の中で、過去の被災地では、災害発生時に近隣の住民の皆様方や地域の消防団の団員の方々が、日々の訓練を生かしともに力を携えて救助活動が行われまして、大切な命を救われたことも同時に報道されておりました。

市職員として、自然災害等の発生時には、当然のことではございますが、危機管理部を中心に速やかに職員体制を整えまして、現状の把握・対応等に努めてまいります。災害は、いつ・どこで発生するかわかりません。大規模災害の発生当初は、公助となる市職員の救助活動は現状にもよりますが、困難が予想されることも考えられますので、まず自助として自分自身の命と体を守る行動が最も大切であります。

また隣・近所や地域の方々が相互に助け合う「共助」も非常に重要であります。その共助で、重要な役割を担っていただいているのが、地域に根差した自主防災組織や消防団の皆様方の活躍であると思われています。地域のことを熟知している組織だからこそ取り組むことができる救助や対策があり、その活動を担っていただく方々には大きな期待を寄せてございます。

危機管理部では、地域で活躍いただく組織・団体の設立や促進を重要課題と位置づけまして、自主防災組織や消防団の訓練や研修等に努め、さらなる体制強化に向けて取り組みを実施しているところでございます。

各地域の皆様方の御協力をいただきまして、現在、自主防災組織は127の地域で設立され、設立組織率は約63.1%、加入世帯率では約82.7%の地域の皆様方が市防災総合訓練や地域の現状に応じた訓練や研修に参加され、防災・減災に対する知識や技術の向上及び啓発活動に努められております。

また、自主防災組織として設立されていない地域におかれましても、各種団体の皆様方が、積極的に初期消火や避難訓練等及び研修会を地域で実施されてございます。

消防団につきましては、消防団本部を中心に、現在1,380名の団員の皆様方が、昼夜を問わず地域の消防活動はもちろんのこと、水害や行方不明の捜索及び岩出警察署と連携して、安全・安心なまちづくりを目的に活用いただいております。

しかしながら、近年の高齢化に伴い、消防団員の確保につきましては、今後、非常に重要な課題と認識してございますので、さらに消防団活動等の必要性・重要性についての周知徹底と啓発活動に努めてまいります。また、団員の高齢化や団員数が少ない地域につきましては、各消防団幹部及び消防委員会等の御意見や御指導を仰ぎまして、隣接する分団の統合や所轄するエリアの変更等について今後検討が必要であると考えてございます。

それから、昨年10月には、19名からなる女性消防団が創設されまして、よりきめ細やかな対策や活動として、予防・減災教育の推進や広報啓発活動等を実施してございます。現在は、地域や職種・年齢もさまざまな22名の女性団員が連携して専門的な知識を深めるために訓練や研修等に努められてございます。

今後は、火災発生時の消火活動支援や子どもたちや高齢者の方々を対象とした救命講習会及び防火・防災学習など女性団員ならではの特性を生かした活動にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

今後も、住民の皆様方をはじめ、自主防災組織や消防団並びに各種団体等との連携強化により、災害発生時には地域と行政が一体となり、総力を結集できるような体制づくりに努めてまいりたいと考えてございますので、さらなる御協力・御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（質問席） 再質問いたします。

女性消防団への取り組みというのは、大変素晴らしいことであると思っております。また、現在は、市内全域で22名で活動されているとお聞きしたんですけども、災害時では女性ならではの役割もあるようにまた思われます。

今後、啓発だけでなく、いざというときには女性消防団の力をかりるべく各地域に女性消防団を設立する、例えば、旧町ベースで女性消防団を結成してはと考えますが、今後の考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 女性消防団員の活躍は、今後非常に重要であると考えてございますので、まずは、昨年創設されました女性消防団員の体制強化と団員の適切な役割に向けて対策を講じてまいりたいと考えてございます。

その後、各地域での女性消防団の結成につきましては、関係各位や消防団幹部の皆様方と協議を行いまして、定数等や総合的な判断のもと、さらに充実した体制づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

〔森田幾久議員「はい」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、森田幾久君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時35分）

（再開 午後 1時01分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、16番 坂本康隆君の一般質問を許可いたします。

16番 坂本康隆君。

○16番（坂本康隆君）（質問席） ただいま議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

紀の川市「平和の日」制定についてを質問をいたします。

平和は、全世界共通の願いであります。国連のユネスコ憲章の前文に、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の平和の砦を築かなければならない」とうたわれております。この中には、「戦争と平和」というキーワードが含まれております。

日本は、さきの対戦の悲惨さ、全て戦争を放棄し今日の平和な社会が築かれてまいりました。しかし、残念ながら世界では、現在も紛争やテロの事件など後を絶ちません。また、多くの命が奪われている。そしてまた、北朝鮮のミサイル発射など、朝鮮半島の緊迫が続いている状態であります。

戦後72年、日本は平和で豊かな社会を目指し、経済はじめ医学・科学・技術・教育・文化などを通して、めざましい発展を遂げてまいりました。高度成長時代の象徴でもありました。また、その結果、確実に私たちの暮らしは物質的には豊かになり、娯楽もふえ、飽食の時代と言われるようになりました。

一方で、これによって全ての人々が満足し、幸せな生活を送れていると言えるだろうか。人と人とのコミュニケーションがうまくとれないため、命の尊厳を無視したお互いを傷つけ合う行為、近ごろ子どものいじめや虐待、お年寄りの残酷な殺害や殺人により、とうとう命が奪われて大変悲しいニュースが毎日のように報道されています。

そこで、平和な社会とは、戦争だけではない。一度立ちどまって平和の意義を考える日があってもよいと思います。国連の中には、教育・科学・文化の発展を通じ、ユネスコの原点ともいう平和運動を展開しております。毎年9月21日を「国際平和デー」、「ピースデー」と定め、日本から送られた平和の鐘を国連本部で鳴らし、平和メッセージを世界へ発信をされております。

「平和の日」について、日本政府では、国で統一した記念日は制定されておらず、全国各都道府県ユネスコ協会の呼びかけもあり、市町村独自の事情の中で「平和の日」記念日を条例で定め、戦争の悲惨な記憶を風化させないことを目的に、平和意識の高揚に取り組まれております。そういう各自治体も少なくはありません。

本市の紀の川市ユネスコ連絡協議会では、さきの戦争で犠牲となった人々の追悼や平和の祈りを込めて、紀北ユネスコ協会、貴志川ユネスコ協会、那賀・青洲ユネスコ協会では、毎年お盆の終戦記念日に多くの市民の方々に参加していただき、平和のとうとさを語り、「平和の鐘を鳴らそう打鐘会」を実施をしております。

そこで、お尋ねをいたします。

次の世代へ平和の大切さを継承していく上で、平和学習は平和教育についてどう取り組んでいるのか、お聞かせいただきたい。

2点目、お尋ねをいたします。

紀の川市民一人一人が、幸せで豊かな生活が送れる住みよいまちづくりを目指しております。人の優しさや人への思いやり、戦争のない世代が多くなってきている。改めて平和のとうとさ、命の大切さについて広く関心を持ってもらえるような機会が必要ではないかと思います。本市紀の川市の独自の「平和の日」の制定を検討されてはと考えるが、市のお考えをお尋ねいたします。

1回目の質問、終わります。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 坂本議員御質問の紀の川市「平和の日」制定について、教育委員会が所管する部分について答弁をさせていただきます。

まず、小学校では、国語科で戦争をテーマとした文学作品を学習するほか、社会科で

「アジア・太平洋に広がる戦争」を学習し、戦争の悲惨さや平和の大切さをみんなで考え理解を深めております。また、夏季休業中の登校日に、戦争や平和に関するビデオやDVDを鑑賞した後に、各学年に応じた指導を行い、平和の大切さについて学んでいます。

また、中学校では、夏季休業中の登校日に、平和学習として地元の戦争体験者の講話、視聴覚教材や舞台を鑑賞して平和のとうとさについて考え学習する機会を持っております。このように、紀の川市内の全ての学校で、児童・生徒の発達段階に応じ、平和学習を実施いたしております。

一方、生涯学習分野では、平和のとうとさについて、「心の中に平和の砦を築こう」という憲章を掲げて誕生したユネスコが、紀の川市においても8月15日の打鐘会をはじめ、さまざまな活動の中で平和のとうとさを啓発されているほか、青少年健全育成市民会議が主催する「少年メッセージ2017」におきまして、中学生による平和に関する作文が発表され、その考えや思いは来場された皆様が感動する素晴らしいものでありました。そして、その思いを感じることで、私たち一人一人が平和について考えるよい機会を与えてもらっております。

教育委員会といたしましては、さまざまな活動やあらゆる機会を通じ、人を思いやる気持ちや平和教育について理解を深めていかなければならないと考えております。世界の恒久的な平和は、国民全ての願いであります。しかし、「平和」という言葉はどうしても戦争の対極になりやすいものであります。しかし、私たちは身近な人とかかわりや思いやりなどを含め、もっと広い意味で「平和という言葉や考え」を持つことが大切であると考えてます。

教育委員会といたしましては、これからも引き続き、平和に対する意識の高揚に当たってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 総務課長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（登壇） 坂本議員の紀の川市「平和の日」制定についての御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、世界平和は全国民の切なる願いであり、平和のとうとさについて、確実に次世代へ引き継いでいく必要があると思っております。

科学技術や文化が発展する一方で、近年、危うい世界情勢が取り上げられるなど、平和を脅かす事件等の報道も多くなってきております。

ただいま、教育部長の答弁がございましたが、教育委員会が所管しております学校教育や社会教育の分野においては、平和教育を通して命の大切さや平和へのとうとさについて事業展開を実施しており、そのことが子どもたちをはじめ、市民全体に浸透することで、未来に向けた恒久的な世界平和への礎となることを願い、また期待しているところでございます。

そんな中でありますが、幾つかの自治体では、さきの大戦で空爆を受けた日などを特定して、その日を「平和の日」と定め、戦争の悲惨さを後世に伝承するとともに、改めて平

和の大切さを再確認するといった取り組みを実施しておる自治体もございます。

「平和の日」の制定に当たりましては、地域団体等の平和への取り組み活動の状況や平和教育を通じて全市民で盛り上げようといった機運の高まり、平和に対する重大な契機となる日をどう定めるかなど、さまざまな課題が考えられます。

議員おっしゃった趣旨等や今後の状況を見きわめつつ、平和のとうとさについて改めて考える機会づくりの「平和の日」の制定について研究してまいりたいと思いますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

16番 坂本康隆君。

○16番（坂本康隆君）（質問席） 再質問ですが、市長にお尋ねをいたします。

先ほどから、各部の部長さんから御答弁いただきました。先般も次代の子どもたちが、この田園ホールで、「少年の主張」ということの中で、粉河中学校の辻本さん、また打田中学校の富松さんが、この平和についての作文をしっかりと本当に素晴らしいお考えを発表されました。本当に私も聞いておって、若い子どもたちにこんなすごい平和についての考えを持っているんだな。世界、やっぱりみんな交流しながら手を携えて、話し合いしながら解決していく、これからそういうことが大事ではないか。そんな本当に素晴らしいメッセージを子どもたちが発表いたしました。

我々、団塊の世代も、だんだんと戦争の知らない世代がこれから高齢化しております。そういう中で、戦争の知らない世代がこれから10年、20年たっていくということの中で、悲惨な戦争を風化させないように、記憶を忘れないように、先ほど言われた子どもたちにもあれだけの立派な考えを持ちながら、我々もこのことに本当に真剣にこれからいろんな形で平和学習をしていくべきではないかなと、そんなに思います。

そういうことの中で、日常は平和というものは家庭でテレビや新聞等でお話をされている、「今さらそんな平和なこと」というお気持ちも御存じだと思いますけども、そんな中で、だんだんと戦争を忘れていく世代がどんどん進んでいく中で、我々ユネスコ協会も平和運動に一生懸命、市長さんも教育長さんも来ていただいて、一緒になって鐘を鳴らして、一日平和のとうとさをみんなで語り合っております。

そういう中で、できれば日本の国には統一された「海の日・山の日・津波の日」はあるんですけども、この「平和の日」がないということで、調査をしましたら各自治体でその事情によって「平和の日」を設定し、運動を進めているということを知りました。余り平和とか戦争とかというと、何かかたく思うんですけども、日常の中でやっぱりお年寄りとか子どもさんたちとか弱者のためにも、また遺族の皆さんの思い出、そういうものを大事にしながら人と人の交流を大事にする、そういうことに結びつけて、一日そういう平和を考える日もあっていいんじゃないかな、そんな考えでございます。

そういうことで、今すぐつくってほしいということじゃないけれども、近いうちに市民みんなでそういう機会を持ちながら、平和について考える「平和の日」を制定できたらな

と、そんなに思いますので、市長さんにひとつ平和感をちょっと述べていただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 坂本議員の「平和の日」を制定についての御質問、再質問にお答えをしたいと思います。

私も、この「平和の日」、8月15日が終戦記念日ということで、ユネスコの皆さん方代表して、紀の川市管内でも何カ所か打鐘の会を続けられておることに感謝申し上げたいと思うんですが。

議員も言われたとおり、1年を通しての祝祭日は数多くあるわけではありますが、365日ある1年うちで、平和をとようとび、見守っていく、そのことを唱える日があってもいいんじゃないかというのは、私は前から思っておりました。

先ほど、教育委員会なり総務部長から答弁あったように、各自治体ではいろいろと取り組んでおられる事例もあるということでありましたが、これが紀の川市としてこの「平和の日」の制定をしていくのか。また、日本国としてあの悲惨な戦争、何百万人、1,000万人以上の方が戦争関係で亡くなったこの日を後世に伝えていくためにも、私は忘れてはならない。祝日とか祭日ではなしに、むしろ喪に服す日として、その「平和の日」を制定できるべく展開をしていく必要があるんじゃないかという考えを持った一人でもあります。

そういうことで、紀の川市の問題はこれからいろいろと考えていくことにして、国や県へ呼びかけをし、この日を日本国として「平和の日」の制定に向けてできないものかどうか、皆さん方に協力をいただきながら今後進めていく必要があるんじゃないかという、そういう思いでございますので、私の意見として申し述べさせていただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

〔坂本議員「はい、ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、坂本康隆君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、15番 西川泰弘君の一般質問を許可いたします。

15番 西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

以前にも圃場整備についてという形の正面切った質問はしたことはないんですが、紀の川市の農業振興とか長期計画を策定にするに当たっての関連みたいな形、圃場整備の質問をさせていただいたことがあります。その間、いろいろ話し合う中で、市当局と私もといいますか、共通認識として圃場整備はすべきであるというのはもう共通認識だというふうに思っています。ただ、なかなかできないと。

じゃあ、今回は圃場整備は実現していくためにはどのような方法が一番有効であり、どのような方向がいいと思っているのかについて、質問といいますか、私としましてともに考えていきたいと思いますという形で質問をしていきたいと思います。

市の長期計画並びにまち・ひと・しごと創生の総合戦略においても、圃場整備の必要性が説かれておりますし、いつも何カ所か計画され、それを実行しようとしております。しかし、合併してから果たして何カ所実現されたのか。いろいろこういう主要施策とか長計の今までの内部分の評価については何カ所と書かれているんですが、果たしてそれだけできたんだろうかと。できたんだろうかと私が考えるのは、例えば、北山地域は合併する前からこの話はあった問題ではないのかと。そしてまた、ちょっと忘れたんですが、小さい形で0.8ヘクタールはやったけれども、これも数に入れるということなんですが、圃場整備は本来は農林省統計では、畑作は入れない。かつまた、30アールを基準として換地をやったものだけを圃場整備というということになっています。それを、何か次回というか、計画表を見ましても、圃場整備の箇所の予定に関しては、平成23年1カ所、平成24年2カ所、平成25年3カ所、平成26年3カ所という形で上げられているんですが、果たしてこれは農林統計でいう圃場整備に当たるんかどうかということを含めまして、そしてかつまた、北山地域の圃場整備は合併する前から結構話が進んでいたところじゃないかということも含めまして、本当に何カ所できたかということをお聞きしたいと。

そして、市についても、ここに担当する部局におきましても、ただ皆さんのほうから、市民のほうからやってほしいという要望を待っていたというだけではなくて、それなりに地元説明会を開いたり、その圃場整備の必要性に関しまして訴えてきたということは認めます。しかし、事業に取り組まないさまざまな理由もあり、実現に至っていないというのが現実ではないかと。

ただ、こういうことで見てみますと、全国的には圃場整備と、これは後で統計的に出しますが、全国的には非常におくれている状況になっています。確かに、和歌山県というのは、和歌山県全体を見ましても、平たん地の面積が非常に少なく、かつまた果樹県なんですね、果樹を中心にした農業をやられている県でありまして、大体果樹の収入高というのは、農業生産量の、百姓の収入の大体6割を占めているというふうに言われています。

そしてまた、果樹の収入というのは、かつてはよかったんですね、ミカンがあり、桃があり、柿があり、非常によかった時代があったので、それに依存して田んぼへも果樹を植えていったということがございまして、ほかの県のように米作中心に考える圃場整備が進まなかったというのも事実です。

しかし、近年、紀の川市の農業を見ましても、鳥獣被害が非常にひどくなって、もう諦めたらいいんじゃないかというふうに考える人もいらっしゃる。また、果樹とか何かは牧柵というのは、傾斜畑へつくったほうがおいしいものができるということもありまして、非常に現在に至りましては困難地域が、年いって、そこで耕作するのが非常に困難な地域もふえておりますので、そこで農業をしていくというのは非常に難しくなってい

ます。

これは一つのたとえなんです、私の地域は貴志川町の西山という地域で、ミカンで結構有名だった地域なんです、圃場整備はほとんど100%に近い形でできています。その結果、どういうふうに変ったかといいますと、Uターンで帰ってこられた方も何名かいらっしゃいまして、どっかへ勤めてたけど、圃場整備したから帰ってこようかということで帰ってこられた方が何名かいらっしゃいまして、その人たちはあとどうしたかというのを見ていますと、山からおりてきました。これは誰が指導したというわけでもないんですね。自分たちで考えて、山からおりてきて、平たん部で施設園芸をつくると。

だから、今になってその人たちに聞いてみますと、とても百姓でミカンづくりだけやっていると、生活はしていけるけど、とても子育てまでいかないと。それだったら、施設園芸、その人たちはキュウリを中心につくっていますから、キュウリを中心につくってまうほうが実入りがいいというか、実入りがいいというだけではなくて、手伝いの人というんか、労働力も確保しやすい。要するに、この急傾斜のところで雨の日でも寒いときでも働くというんじゃなくて、ハウスの中で働けますから、そういう人たちの雇うほうが非常に簡単であると。

今、ミカン農家というのは、県内全体で困っているのは、わせミカンが多くなって、12月まで収穫したいときに来ていただく人が非常にいなくなって、多少値段、雇用賃金が安いとしても、まあ言うたらスーパーでレジ打ってるほうが、年間雇用が楽だという考えで、なかなか農業のそこへ手伝いに来てくれないと。だから、手伝いに来てくれないから、その手伝いに来てくれる人だけを確保するために報酬を上げるということで、報酬競争になって自分たちで自分の首を絞めているということをよく言われます。有田地方では、特にそういうことが頻繁に起こっているみたいです。

山から平たん部へと、今でも平たん部でハウスやっている人たちのお父さん方は、まだミカンをやっているんですが、もう年齢が来たらやめますというような形で、平たん部の百姓を中心にやっています。

しかしながら、和歌山全体を考えてみましても、これはちょっと言い過ぎかも知れませんが、何か保守的な要素もありまして、かつまた井の中の蛙的な考え方が強くって、次の一步がなかなか踏み出せない、農業変えていくという形で次の一步踏み出せない。このままじゃだめなんだという形で、次どうしようかということがなかなかできないというような状況です。

県もこのような状況を考えまして、県の今回の長期計画で、長期計画というのは紀の川よりちょっと早くつくっているんですが、それに関しましても単作は非常に農業として危険があると。例えば、ミカンだけとか、梅だけとか、桃だけとかっていうのは、気象条件とか値段のよかったり悪かったりとかいうのに左右されやすいから、今後長期的に安定した農業を営むためには、複合経営がいいという形で進めています。農業分野においては、複合経営今後していきなさいというふうになっています。

特に、紀北地方、この地域というのは、後でも言うんですが、牧柵にはむちゃくちゃ向いているところではないんです、果樹園では。だから、有田のミカンと比べると、やっぱりランク落ちします。その中で、紀の川市の農業はどうしたらいいかというと、紀の川平野というのがありますし、かつまた大消費地の大阪をすぐそばに控えているということもあって、農業も野菜へ切りかえたらどうですかというふうに言われています。

かつまた、市長が今、懸命にやられている道、関空道であると非常に向こうへ農産物を運ぶのが有利になりますから、今、有利であるということは大きなメリットなんです。皆様御存じのように、運送業者が非常に運転手が少ないんで、遠くから運ぶというのは非常にコスト高になるということで、近くに代表地、平地を持っているということは、非常に有利に農業も展開できるということも頭に置いておいたほうがいいんじゃないかと。

だから、野菜産地としての、まあ中心にならなくてもいいんですが、野菜産地も含めた形の複合経営がやれたら、もっと紀の川市の第1次産業としての農業は、要するに基幹産業ですから、安定してくるんじゃないかというふうに考えられます。

しかし、国は今のところ、まだなんですけどね、まだって私は感覚的にはあるんですが、土地の集約化ということ、まだ言っているんですよ、なかなかこれはうまくいかない。全国的に見ても、なかなかうまくいかないんですが、特に、紀の川市においては、これ紀の川市、統計的に見ても農業委員会の扱うのを見ても、件数は結構あるんですよ、貸し借りの件数が。ところが、面積が全然ふえてこないというか。

要するに、うちの畑の隣は借りるよとかいう形で、小さいやつの件数は多いんですが、まとめて1町分を借りて何かをするというような形にはならないので、事務的には大変じゃないかと思っています。市の職員にしても、農業委員会が中心にやるんですが、県においても、件数が多いですから、大きいんでも小さいんでも同じような作業をしなきゃいかんということで、件数は非常に多いんですが、なかなか本当の意味での認定農業者へ農地を集めるということは進んでいないということなんです。

これ全国レベルでは、びりというか、各県へ与えられているんですよ。これだけの集約化をなさないと、10年で認定農業者に8割の農地を集めるというのが国の目標ですから、これだけの集約をことしなさないとという割り当てあるんですが、これについても統計的に見ると42位か何かです。42位か何かで、その下にどこあるかって調べてみますと、東京と神奈川とかね、ほかにも果樹をやっているところはどうしてもランクが低いんですね。愛媛も低いんですが、そういう状況の中で、貴志川は非常に国の方針には従っても、なかなか進まないというのが現実なんです。

ところが、国も最近は、実績主義で物をはかろうとします。これだけ実績上げたから、交付税もある程度上げてあげますよみたいな、農業関係なりが、そういう意味では和歌山県は一生懸命やってもなかなか実績上がらないというのが現実ですし、その一番大きな要因というのは、圃場整備ができていないということなんです。こんな傾斜の高いところで、傾斜地のきついところで貸し借りやって、例えば、僕が耕作放棄地の会長県でもやっているん

ですけど、耕作放棄地をもとへ戻してというぐらいのことをするんだったら、ただで貸してくれる平たん部の土地が幾らでもあるから、わざわざ耕作放棄地なんか手をつけないよというのが和歌山の本当に百姓やっている人たちの心情なんです。

ところが、近年ちょっと農業者のといいますか、土地を持っている人の意識が変わってきたんではないかというふうに感じるともあります。農業が非常に危機的な状況にあるというのを身をもって知ることなんだと思うんですが。また、地価の下落もこれと同じような条件にあるんですが、土地に対する考え方が少しずつ変わってきたと。

そして、その中で、私は非常に喜んでいるのは、ことし貴志川の尼寺地区というところで、19ヘクタールの圃場整備ができるようになりました。これにつきましても、もうずっと前からやらないかんし、やろうという人たちもたくさんいたんですが、結局反対する人も同じようにいまして、なかなかできなかったんですが、やっとこの時点になって、この理由については後で聞きたいと思うんですが、圃場整備をしたほうがいいんじゃないかというような形の運びになったというふうに聞いています。

これがどうしてできるようになったんということをまず1回目の質問として聞きたいのは、同じような状況の中でも、ずっと頓挫して圃場整備ができないとことというのはありますので、尼寺がどうしてできるようになったのよということをおある程度皆さんにわかっていただいたほうが、こういう形でできるようになったということで、ある種の参考になるんじゃないかと。

だから、おもしろい現象、やっぱりこういうふうにかかるのは、この間、農業委員会は推進協議会で、月1回やりまして、地域の農業についていろいろと話し合っていますが、そのとき岸宮の区長さんも来てくれてまして、岸宮という地域は、西山と尼寺のちょうど中間に位置しているところなんですけど、ことし尼寺やるらしいから、私の地域は既に圃場整備やった西山地域と尼寺地域に挟まれてしまったと、これ何年かして若い人たちにその土地を譲ったときに、「何でうちの土地だけこんな変形な土地ばかりを」と言われないうような、ある種の危機感を持つようになった、これは非常にプラスになる要素になると。ようになるとか悪くなるとかじゃなくて、ほかの地域はできてるから、うちもしとかなきゃという意識が自然に生まれてきたというのも、一つ大きな要素やないかと思うんですが、和歌山できなかった理由の一つにも、要するに和歌山は陸の孤島ですから、よそのところがどんなんって余り知らないんですよ。片方は和泉山脈で大阪でしょう、大阪はその百姓のどこやないし、こっちは奈良県ですから、山に囲まれているというんで、よその地域との交流とか、よその地域を見ることがほとんどないので、うちもしなきゃというふうになかなかならなかったというのが事実ではないかというふうに思います。

だから、1回目の質問といたしまして、今まで案外難しくてできなかった尼寺地区がどうしてできるようになったか。要するに、地元の人たちが大変な苦勞をされたし、役場もバックアップしたと思いますが、具体的なことでわかっていることかあれば、まず1回目の質問として答えていただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） それでは、西川議員の圃場整備事業の促進についての質問にお答えします。

合併後の圃場整備の実績については、圃場整備事業は紀の川市の農業を維持していくためにも、強力に推進しなければならない必要な事業で、本市の基本施策に位置づけ、毎年農業委員会・区長会等、また事業可能な地域に出向き、地域の耕作者に集まいただき、圃場整備の必要性を推進してまいりました。しかし、紀の川市発足後では、確かに進んでいない状況です。

地域に取り組んでももらえない原因として、事業に係る受益者負担が重荷になること、事業実施中の農業収入が見込めないこと、果樹等の永年性作物・施設園芸施設が混在していること、また後継者がいないことなど考えられ、再度、説明会の実施をお願いしましても、地域の中では各農家で田畑に畦畔コンクリートを設置して、既に投資してきていることから、さらに自己負担を出してまで圃場整備を実施することに関心が薄く、農家の思惑や考え方の違いにより、地域の合意形成がまとまらないことで進捗していないのが実情でございます。

市といたしましても、農家の意識改革も必要で難しいことと思いますが、農地を地域の財産と捉え、次世代の就業者に引き継ぐという考えを理解していただき、圃場整備事業への推進を今後もしっかりと進めてまいりたいと考えています。

議員の質問の中にありました尼寺地区が着手に至った経緯についてですが、本年度事業着手に向け、地元で調整を進めています尼寺地区につきましては、以前圃場整備の推進を行ったときには専業農家も多く、約半数以上の反対もあって着手には至らなかったと聞いています。今回、事業が実施できるように前向きになったのは、社会情勢も変わり、農業だけでは生計も立てられなくなり、今は耕作している農家も後継者もなく、高額な農業機械が壊れたら農業をやめる農家も出てきています。こうした背景もあり、地区の中では地域の担い手に農地を貸し出している農家が約50%以上にもなっていて、今後、圃場整備を実施し、借りてもらいやすい農地をつくっておかなければ、将来耕作放棄地となっていくことが懸念されます。

また、尼寺地区では、隣接した地域（北山地区・西山地区）の基盤整備が完成した地区もあり、その整備状況を見て、区長をはじめ地域の担い手となる若者が、「次は自分たちの地域で」と、今後の地域の農業に危機感を感じ、地域の将来を考えるリーダー的な方々がふえてきたと考えております。

また同様に、圃場整備の進んでいない打田地域におきましても、数年前に地域に出向き圃場整備の説明を開催していますが、同じような理由により圃場整備の理解が得れず、事業実施のための機運に至っておりませんでした。しかし、紀の川市の中でも打田地域は広大な農地を有する地域であるため、圃場整備の実現によりさまざまな問題が解決になり、

生産性の向上にもつながり、その実績により尼寺地区のように隣接した地区へと続いてくれるものと考えています。

本市は、温暖な気象で、四季を通じ多種多様な農産物栽培が可能で、大型の産直直売所も多数あり、しかも大都市消費地に近いなど立地条件に恵まれた環境を生かし、圃場整備を実施することは高収益につながると考えております。

今後とも、引き続き、地域に出向き、地域全体で取り組んでいける体制づくりを推進してまいりたいと考えています。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

15番 西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 答えづらいといいますかね、この圃場整備できてんのは貴志川だけなんですよ、本当のこと言うとね、貴志川6カ所か何カ所できてんのかな。ところが、ほかの地域はまるでできていないって、同じような困難さはどことも持っているはずでして、貴志川だけが楽にできたってわけでは決してないと。貴志川のほうがかえってそのころは非常に人口のふえるような状況でしたんで、大変な時期だったんですよ。

例えば、1万人しかなかった人口が2万4,000人まで拡張していった時期に圃場整備は貴志川ではやられたということで、決して旧貴志川は楽な状況ではなかったのにできたというのは、この分析は私自身もよくわからない部分があるんですが、非常に難しいと思います。

ただ、ちょっと話はそれますが、実は僕は4人孫がいて、4人の孫の中で一人だけどうしようもないやつがいてね、どうしようもないというか勉強がまるでだめというやつがいるんですよ。だけど、この子でもこうなりたいとかいう希望は十分持っているんですよ。だけど、女房に言わせると、あいつは絶対だめだよという言い方する。どうしてかというと、今の現状をちゃんと知ろうと一個もしないんですよ。夢だけあるんですよ。こうなりたい、あの人が偉いし、あの人がすごいなって、そういう人のことを評価するのは得意で、その人に宿題ばかりやってもらったりしているような、そういう上手さあるんですけど。自分が今、置かれているような状況をちゃんと把握しようとしな。これは、勉強させてもまず伸びないだろうなって、僕の女房が言っています。

要するに、わからないとこかどこかというのがわからないままなんです。そして、自分をどっかでごまかしていくということをやって、何かになれるんじゃないかっていう、変に希望だけ持っている子どもがいて、これは多分だめというふうには思うところもあって、よくそういう話しして、これで跡継ぎできたかとはちょっと思ってるんですが、そういうことを言うとちょっと問題また発言になるだろう、悪いんで、ちょっと取り消しといってもいいんですが。

ただ、これはどういうことかといいますと、圃場整備とか農業のことを考えるにおいても、現在置かれている位置は何かということをはっきりつかむ必要あるんですよ。自分の現在置かれている状況というのは、わからないまま夢なんか持っても絶対夢は実現しない。

目標は実現しないんですよ、夢に終わるんですよ。

前も、ここでちょっと話はそれるかもわからないですけど、じゃあ、現状というのはどういうものかというのをちょっとわかやすいところで説明しますと、紀の川農業というのは、果樹を中心にした農業だと言いましたよね。和歌山県は、果樹の生産量は日本一だということを非常に最近自慢しているんですよ。ところが、ミカンの1キロ当たりの単価というのはどうかって比べてみますと、全国7位なんですよ。ミカンつくってるとこだけで7位なんですよ。かなりよくないんですよ、これ。これ紀北のほうはもっと悪いはずなんですよ。有田とか、まだ南の田辺のほうがいいはずですから。だけど、自慢するとこ間違っているんですよ。全国生産量日本一って、何が自慢できんのって、自分の経営にほとんど関係ないやないですか。ただ、販売コストが自分うちは高いというのは、それは非常にありがたいことですけど、たくさんつくってても、もうけにならなきゃどうしようもないですから。ただ、こういうことがなかなかわかっていただけないと、全国7位ですからね、販売コストが。

それと、今、話に出ています圃場整備に関しましてちょっと言っておきますと、圃場整備は、これは最近の農林省資料の中から拾い出したんですが、区画整理済み面積、これはもちろん30アール以上というか、30アールを基準にして畑を含まないという数字なんですけど、全国はもう既に面積言ったってわかりにくいと思いますが、63.8%は終わっています。だから、皆さん新幹線乗ったらわかると思いますが、新幹線で見える両側ってのは全部圃場整備終わっていますから、平均の63.8%終わっているんですよ。じゃあ、和歌山はどうかといいますと、驚くべき数字、僕見てびっくりしたんですけど、3.9%です。全国平均が63.8%、それに比べて和歌山は3.9%、端数だけですよ。そんかえしてないということです。だから、そういう現実というのをちゃんと知らなきゃね。

また、先ほど部長からも言われましたけど、いろいろな形で説明に行っているというときに、同時に何をしなきゃいかんかという、こんな状況に和歌山が置かれていますよということをちゃんと伝えなきゃいかんということだと思います。さっきうちの子ども話もしましたが、夢を持つのは結構だと、ただあんたは今こうですよということを思い切り知らさなきゃないと力にならないんですよ。現実を知って、本当の意味での危機感を持つことによって、初めて未来の目標がた正しく生まれてくるんで、この危機感は多分農業者だけのものではなくて、農業者ってなかなかこういう現実って知らないんですよ、全国何位になって、どんかいやっているというのは。これ知ってんのは、多分皆さん方ですよ。官僚というか、公務員というか、それとか農協の職員とか、そういう数字を全部吸収できて把握してんのが公務員の皆さんですから。

例えば、地域へ行って説明したときに、こうしたら圃場整備がこんなによくなりますよということ言うだけではなくて、今、置かれている状況はこうなんだから、このままじゃ大変なことになりますということを徹底してわかってもらわないと、力が沸いてこんと

というか団結力が出てこない。だから、言ってますと、こういう説明してますと。圃場整備したらこんなによくなりますよということは十分伝えていまして言うけど、これだけじゃだめなんです。だから、そういう人たちがこういう状況に置かれている私たちがまとまって何とかしなきゃだめだということをもっと強烈にしなきゃといつかね。だから、もともと農業としておくられているような土地は、そういう団結力がいいわけですよ、東北とかあいうところはね。だから、圃場整備は当然やりましょうと、今、圃場整備あの辺やってるのは、3反区画でなくて1町区画にしましょうと、海外競争力にも勝てるような形にしましょうという形でやっているような状況なんです。

だから、これを非常に厳しい状況に置かれているということを市の職員とか、これ担当している市の職員とか農業者は共有しなきゃいかん。これは何も農業だけに限ったことではなくて、教育でも全てそうなんです。目標設定は簡単にできるんですよ。今、置かれているような状況はこうだから、おまえも頑張らあかんぞというような形で、ちゃんと力になるだけの共有した意識を持たない限り、同じことの繰り返しになる。だから、はじめに10年してどのくらいできたんですかって言ったけど、本当にわずかしかできていないというのは、そういう危機感がないからだというふうに思っています。ただ、その理論というか目標というのは、それだけでは何の力もないんで、こういう大変さがあるということが共通認識になって、そして人々の心を捉えて、その人たちが組織化されたとき初めて力になるんで、特に圃場整備というのはそうだというふうに思っています。

繰り返しになるんですが、国の農業政策に従っているだけは紀の川の農業の発展はないと思っています。ところが、ところがなんです。長計とか何かにおいたら、国の方針というのはそのまま出てくるんですよ。例えば、これは第1次の紀の川市長期計画の後期基本計画の施策検証表の中に、こういうことが書かれているんですね。「ある目的が達成されたら、紀の川の農業どうなっているんですか」って言ったときに、「農業の6次産業化等により、安定した農業所得が確保され、農家の担い手が増加し、農家や集落が活性化しています」と。いろいろなこと目標できたときの話ですから、できなかったと言えばそれまでなんです。こういう甘ったれた目標つくっちゃだめだということです。そんなこと言っているような状況ではないだろうと、紀の川市においてもね、和歌山全体が。

だけど、今のまま続けていきますと、今後何年かにおいても圃場整備なんかできないし、野菜の大産地にはなっていないという可能性があるから力説するわけでして、私はここ何年か、こんなこと議員をやりながら思うのは、長計の一番最初に上げられている協働という言葉、大好きな言葉でして、だけど協働というのは、一番何で表へ出てきたかという、圃場整備も入ります。圃場整備と貴志川線の存続です。本当の意味での協働で、市民と役場と、あるいは業者も含めて一つになって残そうと思ってできたのが、この二つかなというふうに思っています。こういう形で、紀の川つくっていかなくやいかんと。そこには、先ほどから言いますように、全部危機感があるんですよ。貴志川線が廃線になるかもしらんという危機ですよ。だから、何とかして残していこうと、だから団結できんですよ。

だから、そういう意味で、圃場整備も我々の協働意識の具現化というか、実現を目指した形で今後していく必要があるのではないかと。これこれやりましたけど、できませんというだけを行っているんじゃないかって、できるかできないかっていうのは、本当に必至になってやらなきゃできるものではないというふうには思っていますし、状況が変わればまたわかりませんが。

そしてまた、最近、国のほうでも国が思うように政策が進まないということがありまして、8割を認定農業者に集めると言いましたが、なかなか集まってこない。現実集まってこないのは、圃場整備をしていない土地が、先ほど言いましたが、また4割は残っているんですから、こういう土地は集約しようとしてもなかなか借り手がないということで、圃場整備に関しましては土地改良法の一部改正がありまして、中間管理機構へ預けている土地に関しましては、国が全部責任持ってやると。

ただ、これもそんなん言うとおりはできないのが事実、ちゃんと読んでみますと、最終の換地に関しては所有者の同意が要するという一文が入っていますから、換地が一番難しいんで、そう簡単に同意が得られるわけではないんで、そしてまた中間管理機構は、中間管理機構として十分に機能していないのが和歌山県です。中間管理機構というと、初めの目的というか、どうしようとしたときは、できない人の土地を中間管理をするという組織なんです。できない土地を、はい、そうですか、預かって、それを中間管理をして、買いたい人に貸していくと。だから、中間管理機構なんです。

和歌山は、そういうことはほとんどできていません。もう借りたい人と貸したい人、自分らで相談して、要するに制度はあんたじゃできた土地をあたかも中間管理機構が中へ入って、多少有利な形で展開してやるからやりなさいということで、本当の意味の中間管理機構はできない。牧柵は特にできないと、果樹はできないです。その畑を管理するということは大変ですから、田んぼはできますけどね。

だから、そういうこともあって、できてないから中間管理機構へ預けた土地をどうするかというようなことも、これはもうちょっと和歌山では当てはまらないかなというんと、そしてまた、いろいろ条件があるんですが、これは個々人の財産権に関する問題ですから、全部国出すんがおいしという考え方と、同時に、最後言いましたように、最終は換地のここへ私の土地というときには了解が要ということもありまして、なかなか簡単に進まないというんと。

今までやってきた圃場整備で、ちゃんと地元、これ財産権の問題にもかかわるんですが、お金出した人があって、ずっと事業ができたきたと。これから全部国が出してただということは、どうも整合性に欠けるという面もあるんで、そんなに和歌山では特に和歌山ではこの事業はうまいこと進まないかもわかりませんが、ただ県も考えているように、今までは10ヘクタールの圃場整備じゃないと許可とか補助金はなかったんですが、今5ヘクタールもありますし、そこへ野菜中心につくったらとか認定農業者がそこへ半分以上入れたらとか、いろいろな条件があるんで、あるゆる国とか県の補助金とか施策をこっちが利

用するような形でやっていくしかない。向こうの言うとおりにしてたって、そんなんうまくいかないから、こっちが利用。

○議長（竹村広明君） 西川議員、途中ですけど、簡潔によろしくをお願いします。

○15番（西川泰弘君）（質問席） はい。そういうことを含めまして、最後の協働も含めましての答弁にさせていただいたと思います。

以上で終わります。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） ただいま西川議員が、圃場整備についてどうい
うところから入っていくのか等、いろいろなことを御説明いただきました。

まず、今の現状を知ることが一番大切であるということが、一番私も頭の中に残っております。それで、今後の紀の川市の圃場整備の方針についてですが、これまで圃場整備を実施するには、県営事業で10ヘクタール以上が対象となっていました。28年度より、当該農地で2分の1の野菜の作付が見込まれる場合は5ヘクタールから、事業に取り組める新規事業も制度化されております。また、地区の中で、高齢等で耕作できなくなった農家の農地を地域の中心となる担い手に55%以上集積することで、事業費の負担軽減につながる事業も実施され、また、国では、土地改良法の一部改正を実施し、圃場整備事業を推進する事業の創設も行っております。これらの国・県の有利で、また地域にマッチした制度を活用しながら、効果的な基盤整備に向けた取り組みを鋭意進め、元気で活気のある地域農業を実現していくことが重要であると考えます。

市といたしましても、今後とも農業委員会、区長会等で説明していくとともに、地域の中心となる区の代表者や耕作者に対しても、今まで以上に圃場整備事業についての説明を丁寧に粘り強く行って事業を実施することにより、農業所得の向上が図られ、地域の活性化につながる圃場整備を推進してまいりたいと考えています。

また、圃場整備を推進するに当たっても、行政のかかわり方、市の職員の関与の仕方についても、基幹産業が農業である紀の川市において、耕作放棄地の増加、後継者不足・高齢化による担い手問題、有害獣被害対策、さまざまな課題を解決するためには、この圃場整備が一番の得策であると考えます。それをすることによって、「効率的な農業」、「安全安心な農業」ができる環境づくりを構築していかなければなりません。

そのためにも、この危機的な状況を何としても打破するために、今まで以上に地域、市民と行政が、そしてまた農業関係団体と問題意識を共有することによって、事業を推進するために一緒になって協働で解決する方向を見出していきたいと考えております。

次世代につなげる農業のために、ハード面だけでなくソフト面も連携しながら行政としてのリーダーシップを発揮し、基幹産業が農業であることを実現してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

〔西川議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、西川泰弘君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日予定されていた一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あす6月21日、水曜日午前9時30分より再開いたします。

お疲れさまでした。

（散会 午後 2時03分）